

第29回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 8番, 9番)

開催期日 令和7年11月27日

第29回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月27日（木） 午後3時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥村正行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清藤大亮

本日の出席委員

1番 鈴木正志	10番 長尾卓也
2番 田村俊彦	11番 川崎浩彦
3番 田村賢治	
4番 西川満	13番 寺雅彦
5番 桂一照	14番 吉田義弘
6番 柴田貴浩	15番 吉尾由美子
7番 土門雅一	16番 大榆和矢
8番 松田レモ子	17番 塚本政紀
	18番 鳥村正行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 藤澤祐之
〃 事務局主査 清藤大亮
〃 事務局員 山下偉生
〃 事務局員 成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 45 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 46 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第 142 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 143 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 144 号	地域計画で定められた農業用施設に係る転用許可の特例可否について
9	議案第 145 号	土地の現況証明願いについて
10	議案第 146 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
11	議案第 147 号	農地のあっせんについて
12	議案第 148 号	耕作放棄地の非農地判断について（案）
13		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 29 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長　開会宣言お願ひいたします。

(会長)

皆様におかれましては、道外視察研修も終了し、非常にお疲れの事と思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、8 番松田委員、9 番中島委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月 24 日に栗山町・由仁町農業委員会交流会が開催され、鳥村会長他 16 名が参加した。10月 30 日に令和 7 年度地区別農業委員等研修会が深川市で開催され、鳥村会長他 5 名が参加した。11月 8 日から 9 日にかけて新・農業真フェアが大阪で開催され、西川委員・吉田委員が参加した。10月 4 日から 13 日にかけて令和 7 年度栗山町農業振興公社地域懇談会が町内 21 箇所で開催され、各地区担当委員が出席した。11月 13 日に令和 7 年度農業 5 団体親睦会が開催され、鳥村会長他 13 名が参加した。11月 16 日から 20 日にかけて国内研修視察が行われ、鳥村会長他 12 名が参加した。11月 21 日に現地調査を膠委員・川崎委員・吉尾委員で実施しております。11月 27 日に第 3 回広報委員会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 45 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 45 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、1 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇989 番地 8 ○〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇803

番地 ○〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 11 月 12 日でございます。対象農地につきましては、〇〇989

番地 2 地目については公簿、現況ともに畑、面積 18,368 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 14

, 798 m²、畑が 2 筆 20, 212 m²、5 筆合計 35, 010 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、西川委員、柴田委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 46 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 46 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今月は、3 件でございます。

番号 1 所在 〇〇373 番地 1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積 3, 910 m²の 1 筆でございます。利用状況については水田として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 5 年 1 月 31 日、契約期間 令和 5 年 1 月 31 日から令和 15 年 1 月 31 日、解約通知日は令和 7 年 11 月 17 日でございます。賃貸者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇82 番地 1 〇〇〇〇 となっております。

番号 2 所在 〇〇773 番地 1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積 13, 351 m²外 1 筆。2 筆とも田でございまして、合計面積が 23, 760 m²となっております。利用状況については水田として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 2 年 11 月 30 日、契約期間 令和 2 年 11 月 30 日から令和 12 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。賃貸者 栗山町字〇〇898 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇898 番地 〇〇〇〇 となっております。

番号 3 所在 〇〇938 番地 6 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積 5, 185 m²の 1 筆でございます。利用状況については水田として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 3 年 11 月 30 日、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。賃貸者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第142号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第18条第6項の規定により通知があつたので解約の可否について意見を諮う。今月は、1件でございます。

番号1 所在 ○○857番地 地目につきましては公簿現況とともに田、面積18,531m²の1筆でございます。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和6年1月1日、契約期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日、解約通知日は令和7年11月18日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町字○○40番地3 ○○○○、賃借人、栗山町字○○926番地1 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか
なれば採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）
それでは採決に移ります。

議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第142号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借による許可申請があつたので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転（贈与）1件でございます。

番号1 所在 ○○12番地2、地目につきましては、公簿現況とともに田、面積2,732m²外23筆。内訳につきましては、田が20筆92,051m²、畑が3筆6,057m²、雑種地1筆111m²、24筆合計98,219m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○83番地3 ○○○○、摘要といたしまして生前贈与したい。譲受人につきましては、栗山町字○○83番地3 ○○○○、摘要といたしまして、生前贈与を受けたい。となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(2番 田村俊彦)

番号1につきまして、譲渡人の○○○○さんから息子の○○○○さんへ農地を生前贈与するものとなっており、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第134号については全て原案どおり決定といたします

日程8 議案第144号「地域計画で定められた農業用施設に係る転用許可の特例可否について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第144号 地域計画で定められた農業用施設に係る転用許可の特例可否について 下記認定農業者より、農地を農業用施設として転用するため許可申請書の提出があったので、農地放題4条および第5条の規定による許可を要さない農地転用許可不要特例の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 ○○168番地28の内 地目につきましては、公簿が畠、現況が田、面積1,723.22m²外1筆。2筆とも田でございまして2筆合計5,244.37m²となっております。申請者につきましては有限

会社 ○〇〇〇 代表取締役 ○〇〇〇 転用目的としましては、直売所等の永久転用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(15番 吉尾)

令和7年10月24日 第28回農業委員会総会後に提出のあった農業用施設への転用申請及び現況証明の願い出に基づき、令和7年11月21日に、西川委員、川崎委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号1につきまして、申請地は、栗山村役場継立出張所の西約2.0kmに位置する農用地区域内農地であり、この度申請者より、直売所等の農業用施設として転用するための許可申請があつたものであります。本件は、周囲に影響を与えることのないものと認めます。

また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第144号「地域計画で定められた農業用施設に係る転用許可の特例可否について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第144号は原案どおり決定といたします。

日程9 議案第145号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第145号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があるので証明の可否について意見を諮詢。今回は3件でございます。

番号1 所在 ○〇104番地7 地目につきましては、公簿が畠、現況が農地外、面積16,688m²外6

筆でございます。利用状況は雑種地として利用、所有者及び願出人につきましては、栗山町〇〇329 番地 株式会社〇〇〇〇 代表清算人〇〇〇〇、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 〇〇14 番地 9 地目につきましては、公簿が畠、現況が農地外、面積 317 m²外 1 筆。利用状況は宅地として利用、所有者及び願出人につきましては、〇〇町〇〇14 番 5 号 〇〇〇〇外 1 名、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 〇〇224 番地 1 地目につきましては、公簿が畠、現況が農地外、面積 164 m²外 2 筆でございます。利用状況は原野として利用、所有者につきましては、〇〇県〇〇市〇〇11 番地 11-603 〇〇〇〇、願出人につきましては〇〇市〇〇2 番 26 〇〇〇〇、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局、及び先ほど現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 145 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第 145 号は原案どおり決定といたします。

日程 10 議案第 146 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 146 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸 24 件、所有権移転 2 件、使用貸借 2 件の計 28 件でございます。

整理番号 7 所 62-1 及び 63-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇803 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇989 番地 8 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 12 日でございます。所有

権を移転する土地につきまして、所在 ○○989 番地 2 現況地目が畑、面積 18,368 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 14,798 m²、畑が 2 筆 20,212 m²、5 筆合計 35,010 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畠として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田○○○○○○○円、畑○○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 3 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 64-1 及び 65-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○166 番地 199 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○166 番地 7 ○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○166 番地 7 現況地目 畑、面積 2,092 m²外 12 筆。内訳につきましては、田が 10 筆 71,224 m²、畑が 3 筆 3,588 m²、13 筆合計 74,812 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 1 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 66-1 及び 67-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○649 番地 有限会社○○○○取締役○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町○○61 番地 3 ○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○59 番地 1 現況地目 田、面積 4,930 m²外 2 筆。内訳につきましては、田が 2 筆 7,311 m²、畑が 1 筆 503 m²、3 筆合計 7,814 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○円、畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 9 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件

を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 68-1 及び 69-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 3 ○〇〇〇、農地中間管理機構 ○〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇28 番地 43 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 17 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○〇23 番地 1 現況地目 田、面積 7,356 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 15,746 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男 1 人女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 70-1 農地中間管理機構 ○〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇28 番地 28 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○〇143 番地 9 現況地目 田、面積 7,620 m²外 38 筆。内訳につきましては、田が 34 筆 127,663 m²、畑が 5 筆 5,514.88 m²、39 筆合計 133,177.88 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 貸 71-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇310 番地 3 ○〇〇〇、農地中間管理機構 ○〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○〇143 番地 9 現況地目 田、面積 7,620 m²外 9 筆。全筆田でございまして 10 筆合計 37,371 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 3 人女 4 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 72-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇32 番地 46 ○〇〇〇、農地中間管理機

構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○176 番地 現況地目 畑、面積 1,246.28 m²外 28 筆。内訳につきましては、田が 24 筆 90,292 m²、畠が 5 筆 5,514.88 m²、29 筆合計 95,806.88 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円、畠○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 3 人女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 73-1 農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○28 番地 28 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○143 番地 8 現況地目 田、面積 1,068 m²外 50 筆。内訳につきましては、田が 42 筆 158,006.90 m²、畠が 9 筆 5,719.67 m²、51 筆合計 163,726.57 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円、畠○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。

整理番号 7 貸 74-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○310 番地 3 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○143 番地 8 現況地目 田、面積 1,068 m²外 3 筆。全筆田でございまして 4 筆合計 13,340 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 3 人女 4 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 75-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○32 番地 46 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○28 番地 2 現況地目 田、

面積 192 m²外 36 筆。内訳につきましては、田が 28 筆 100,237.31 m²、畑が 9 筆 5,719.67 m²、37 筆合計 105,956.98 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 3 人女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 76-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇312 番地 1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇164 番地 39 現況地目 田、面積 47 m²外 9 筆。全筆田でございまして 10 筆合計 44,429.59 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 3 人女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 77-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇78 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇75 番地 4 現況地目 畑、面積 14,804 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 貸 78-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇83 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇84 番地 1 現況地目 田、面積 14,683 m²外 3 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 15,807 m²、畑が 1 筆 12,895 m²、4 筆合計 28,702 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 貸 79-1 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇24 番地 35 ○〇〇〇、農地中間管理機構
〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11
月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇75 番地 4 現況地目 畑、面
積 14,804 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 15,807 m²、畠が 2 筆 27,699 m²、5 筆合計 43,506
m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月
20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、
田〇〇〇〇〇〇円、畠〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の
設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・馬鈴薯で、世帯員は男
3 人女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する
法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 80-1 及び 81-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇898 番地 ○〇〇〇、農地中
間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設
定する者 栗山町字〇〇40 番地 3 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権
を設定する土地につきまして、所在 〇〇857 番地 現況地目 田、面積 18,531 m²の 1 筆でございま
す。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12
年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇
円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況に
つきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年
間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしている
と考えます。

整理番号 7 貸 82-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇
理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇752 番地 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11
月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇938 番地 1 現況地目 田、面積
5,536 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和
7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a
あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 貸 83-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇
理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇898 番地 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月

18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○938 番地 2 現況地目 田、面積 5,333 m² の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。

整理番号 7 貸 84-1 農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○898 番地 ○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○773 番地 1 現況地目 田、面積 13,351 m² 外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計面積が 23,760 m² となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。

整理番号 7 貸 85-1 農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○752 番地 ○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○938 番地 6 現況地目 田、面積 5,185 m² の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。

整理番号 7 貸 86-1 利用権の設定を受ける者 栗山町○○926 番地 1 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○938 番地 1 現況地目 田、面積 5,536 m² 外 3 筆。全筆田でございまして 4 筆合計 26,463 m² となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 4 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 87-1 利用権の設定を受ける者 栗山町○○752 番地 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 7 年 11

月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○773 番地 1 現況地目 田、面積 13,351 m² の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 3 人女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貸 88-1 及び 89-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○95 番地 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○97 番地 ○○○○、申出年月日は令和 7 年 11 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○295 番地 1 現況地目 田、面積 4,980 m² の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 12 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 11 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・花きで、世帯員は男 1 人女 4 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 24 件、所有権移転 2 件、使用貸借 2 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号 7 所 62-1 及び 63-1 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 62-1 及び 63-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号 7 所 62-1 及び 63-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 使 64-1 及び 65-1 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 使 64-1 及び 65-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号 7 使 64-1 及び 65-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貸 66-1 及び 67-1 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 66-1 及び 67-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 貨 66-1 及び 67-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 68-1 及び 69-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 68-1 及び 69-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 貨 68-1 及び 69-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 70-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 70-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 貨 70-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 71-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 71-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 貨 71-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 72-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 72-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 貨 72-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 73-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 73-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 貨 73-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 74-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 74-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃74-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃75-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃75-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃75-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃76-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃76-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃76-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃77-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃77-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃77-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃78-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃78-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃78-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃79-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃79-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃79-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃80-1及び81-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃80-1及び81-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃80-1及び81-1は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 82-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 82-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員挙手。 よって整理番号 7 貨 82-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 83-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 83-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員挙手。 よって整理番号 7 貨 83-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 84-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 84-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員挙手。 よって整理番号 7 貨 84-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 85-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 85-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員挙手。 よって整理番号 7 貨 85-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 86-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 86-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員挙手。 よって整理番号 7 貨 86-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 87-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員挙手。 よって整理番号 7 貨 87-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 貨 88-1 及び 89-1 について質疑ありませんか。 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 貨 88-1 及び 89-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 7 貨 88-1 及び 89-1 は原案どおり決定といたします。

日程 11 議案第 147 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 147 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があつたので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮詢。今月の申出は 2 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇182 番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 11 月 10 日 申出地所在 〇〇1490 番地、地目につきましては、公募現況とともに田、面積 6,587 m² 外 1 筆でございます。2 筆とも田でございまして、合計面積が 14,026 m² となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(11 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後該当農地での耕作予定がないため今回のあっせん申し出となつております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として大槻委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移つてよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、川崎委員、大槻委員よろしくお願いします。

続いて番号 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 2 あっせん申出者 栗山町字〇〇891 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 11 月 13 日 申出地所在 〇〇888 番地 1、地目につきましては、公募現況とともに田、面積 5,276 m²外 1 筆でございます。2 筆とも田でございまして、合計面積が 8,390 m²となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後該当農地での耕作予定がないため今回のあっせん申し出となっています。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 2 について、あっせんを可とする方の挙手を求める。

一全員挙手一 よって番号 2 はあっせんを可といたしますので、塚本委員、寺委員よろしくお願いします。

日程 12 番 議案第 148 号「耕作放棄地の非農地判断について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 148 号耕作放棄地の非農地判断について下記農地について、農地利用状況調査の結果に基づき、非農地と判断したいので意見を諮る。今回は 3 件です。

番号 1 所在〇〇2209 番地 地目につきましては、公募現況とともに畑、面積 168 m²外 1 筆。所有者につきましては、〇〇〇〇。現況確認日が令和 7 年 10 月 8 日から令和 7 年 10 月 10 日となっております。

番号2 所在〇〇101 番地2 地目につきましては、公募現況ともに畠 面積353m²の1筆でございます。所有者につきましては、〇〇〇〇。現況確認日が令和7年10月8日から令和7年10月10日となっております。

番号3 所在〇〇172 番地2 地目につきましては、公募現況ともに畠 面積790m²外2筆。所有者につきましては、〇〇〇〇。現況確認日が令和7年10月8日から令和7年10月10日となっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは採決に移ります。

議案第148号「耕作放棄地の非農地判断について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第148号は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は12月25日木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては12月18日木曜日 午前9時30分から 第5班 中島委員、長尾委員、桂委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午後4時30分 終了